



平成 22 年 3 月 18 日

各 位

会社名	楽天株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史 (JASDAQコード 4755)
問合せ先	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 高山 健 電話 03-6387-0555

イーバンク銀行株式会社株券等に対する公開買付けの開始について

当社は、本日開催の取締役会において、当社連結子会社であるイーバンク銀行株式会社（以下「対象者」といいます。）の全ての株券等を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式 1,579,135 株（対象者が平成 21 年 12 月 18 日に提出した第 11 期半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 18 日現在の発行済株式総数である 2,349,216 株に対する割合約 67.22%）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、今般、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）、並びに対象者の発行する全新株引受権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「②新株引受権」に記載のとおりです。以下「本新株引受権」といいます。）及び全新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「③新株予約権」に記載のとおりです。以下「本新株予約権」といいます。）の取得を目的とした公開買付けを実施することといたしました。

なお、対象者によれば、対象者は、平成 22 年 3 月 18 日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことでした。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社グループは、インターネット・サービスを通じた、人々と社会への“エンパワーメント”

を経営の基本理念とし、総合的なインターネット・サービス企業グループとして①物販を中心とした EC（エレクトロニック・コマース＝電子商取引）に関するサイト運営・サービス提供等を行う「EC 事業」、②クレジット・カードの発行による資金決済や関連するサービスを行う「クレジットカード事業」、③インターネットを通じた銀行業務を行う「銀行事業」、④インターネット広告事業等を行う「ポータル・メディア事業」、⑤宿泊予約等旅行関連のサイト運営・サービス提供等を行う「トラベル事業」、⑥オンライン証券取引サービス等を提供する「証券事業」、⑦プロ野球球団の運営や関連商品の企画・販売等を行う「プロスポーツ事業」並びに⑧中継電話サービス及び IP 加入電話サービスを中心とした通信サービスを提供している「通信事業」をはじめとするさまざまな事業を展開しております。

対象者は、平成 13 年 7 月に開業した、平成 21 年 12 月末時点で 339 万超の口座数を有するインターネット専門銀行です。

インターネット専門銀行は、インターネット技術の発達に伴い、顧客対応コストの低減を図り、24 時間金融取引を提供すること等を目的として誕生した、新しい銀行業の形態です。対象者は、インターネットを経由して、何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済、FX・投信等の金融商品の提供、各種預金サービス、個人向け無担保ローンや運用投資等により、事業展開を行っております。

対象者は、従前、証券化商品をはじめとする有価証券及び金銭の信託を中心とした運用を行っておりましたが、いわゆる「サブプライム問題」に端を発する世界的な金融市場の混乱等から、主として運用投資において損失が発生し、平成 21 年 3 月期まで最終赤字を計上しておりました。

このような状況下、当社は、平成 20 年 8 月に対象者と資本・業務提携に関する基本合意書を締結して、平成 20 年 9 月に対象者が当社に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資（19,980 百万円）を引き受けた後、平成 21 年 2 月に金融庁より銀行法に基づく主要株主認可を受け、前記イーバンク銀行乙種優先株式を普通株式に転換し、対象者を連結子会社化いたしました（なお、当社は、平成 21 年 3 月に再度第三者割当増資（9,990 百万円）を引き受けております。）。また、平成 21 年 4 月 1 日に当社の連結子会社である楽天クレジット株式会社から既存のカードローン事業部門を承継させ、対象者において、個人向けローン事業を開始しております。さらに、当社は、対象者に対し、取締役及び職員を派遣しております。なお、対象者は、当社グループの一員であることを明確化すること等を目的に、平成 21 年 6 月 29 日開催の対象者の株主総会の決議及び平成 22 年 1 月 21 日開催の対象者の取締役会の決議に基づき、同年 5 月 4 日より商号を「楽天銀行株式会社」に変更する予定です。

このように、当社は、上記一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化を通じ、対象者が強みを持ち、電子商取引と高い親和性を有するとされる「電子決済」の機能を当社及びそのグループ会社が提供する多様なサービスの中で有効に活用し、もって対象者の預金者やユーザーの利便性を向上させることを企図しております。

他方、対象者は、当社から財務基盤や事業ポートフォリオの強化、人的資源に関して支援を受けつつ、営業経費の削減、リスク・リターンの適正化を目的とする調達・運用構造の見直し、並びに各種サービス・商品ラインアップの入れ替えと充実を図ってまいりました。その結果、対象者の全社的な経営課題の一つであった、一時的な費用・損失を除いた本業での収益指標である「基礎収支」は、平成 21 年上期において黒字に転じております。また、過去に行ったリスクの高い金融商品への投資についても、引当金の計上や減損を進めることにより、リスク対応能力を改善させております。

以上のとおり、当社と対象者との間の一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化は成果を上げておりますが、当社は、同社の経営状況の改善に一定の目処が付いた平成 21 年 10 月ころには、対象者が今後、当社及びそのグループ会社との事業上の相乗効果を最大限に発揮し

ていくことを目指していく中で、経営上の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、経営資源の有効な活用を促進していくためには、対象者を完全子会社化し、必要な施策を推進していける体制を構築することが必要との認識に至りました。その後、当社は対象者との間で、対象者を当社の完全子会社とすることにつき慎重に協議・検討を進めてまいりました。

対象者を完全子会社化することにより、インターネット・サービス企業の一員にふさわしい、経営のスピード感をグループ全体で実現するとともに、さらなる効率化の実現を通じ、当社グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化を実現することが可能になるものと見込まれます。このような取り組みは、世界経済の回復傾向により、一定の回復の兆しが見られるものの依然不安定さを有している金融市場の状況を鑑みた際、今後も対象者が安定的な利益を確保し、健全な財務体質を実現していく観点から最善の選択であるものと判断しております。

一方、対象者にとりましても、当社の完全子会社となることにより、親会社である当社及び当社グループ各社の有する人的・物的リソース、及び知的財産を一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性の向上等を通じ、対象者の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としてのさらなる対象者の成長と企業価値の増大に結びつけることが可能になると考えております。

以上のような理由から、当社は、本公開買付け及び下記「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」記載の方法により、対象者を完全子会社化することを決定いたしました。

なお、当社といたしましては、対象者の完全子会社化後も、対象者が銀行業として公益の観点から求められる経営の独立性を尊重しながら、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には対象者の預金者、顧客をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、利便性や付加価値の高い商品やサービスを提供していけるような取り組みを進めていく所存です。また、従来から対象者の取締役会については、当社以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制としてきましたが、当社は、対象者の完全子会社化の後、かかる体制を変更しない予定です。

(3) 本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてアビーム M&A コンサルティング株式会社（以下「アビーム M&A コンサルティング」といいます。）から平成 22 年 3 月 10 日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、アビーム M&A コンサルティングからは買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。

アビーム M&A コンサルティングは、採用すべき評価手法の検討を行った結果、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法の一つであり、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用し、対象者の株式価値を算出しています。当該手法の採用理由は、対象者が金融機関であり、受取利息及び支払利息についても事業から生じるキャッシュフローを構成していること、銀行法等の自己資本比率の規制を受けるため、事業の成長に伴い一定の自己資本を維持する必要があることから、株主に帰属するキャッシュフローであるエクイティ・キャッシュフロー（当社と対象者の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した対象者の将来利益計画に基づいた当期純利益から一定の自己資本比率を満たすために必要となる社内留保分を差引いたもの）を用いて評価を

行うことが適切であると判断したためです。なお、市場株価法については、対象者が非上場企業であることから採用しておらず、類似会社比準法については、対象者の事業の中心であるインターネット専業銀行をコア事業とする類似上場企業の数十分ではないと考えられることから、対象者の株式価値評価には適さないものとして採用しておりません。

また、アビーム M&A コンサルティングは、対象者の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けています。

株式価値算定書による対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、以下のとおりです。

エクイティ・キャッシュフロー法：30,089円～37,332円

当社は、かかる株式価値算定書を参考にし、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株主による本公開買付けへの応募の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者との協議、交渉結果等も踏まえ、平成22年3月18日開催の当社取締役会において、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり33,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けの対象には、本新株引受権も含まれますが、対象者の本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第280条の20の規定により譲渡できないものとされており、当社が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、本新株引受権の買付価格を1個当たり1円と決定しております。

また、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、対象者の本新株予約権については、いずれもストック・オプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権の割当時において①対象者の取締役、監査役又は従業員（以下「役員等」といいます。）であった新株予約権者、②対象者の子会社もしくは関連会社の役員等であった新株予約権者、③対象者のアドバイザーコミッティーメンバー又は対象者のコンサルタント（以下「アドバイザーコミッティーメンバー等」といいます。）であった新株予約権者は、それぞれ、新株予約権の行使時において、対象者、その子会社もしくは関連会社の役員等、相談役又は顧問であること（①及び②の場合）、又は対象者のアドバイザーコミッティーメンバー等であること（③の場合）が要求されていることを考慮すると、権利行使をし得る者は対象者の役員等又はアドバイザーコミッティーメンバー等の地位にあった者に限定されており、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことに鑑み、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定しております。

一方、対象者によれば、対象者においては、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する買付価格その他の条件についてその公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）から、平成22年3月16日に提出された株式価値算定書を参考にしているとのことです（なお、KPMG FAS から買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していないとのことです。）。また、第三者算定機関である KPMG FAS は、対象者の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けたとのことです。

KPMG FAS は、当該株式価値算定書において、主として配当割引モデル分析法（以下「DDM法」といいます。）を用い、参考として類似会社比較法を用いて対象者普通株式の価値を分析しており、上記各手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとお

りとのことです。

DDM 法	28,784 円	～	35,556 円
類似会社比較法	23,222 円	～	30,580 円

DDM 法では、当社と対象者の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した対象者の将来利益計画に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれる配当可能額を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 28,784 円～35,556 円と算定しているとのことです。DDM 法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一手法であり、評価対象企業が法令上又は事業運営上必要と考えられる自己資本を留保した上で、その留保額を上回る部分は株主に配当可能であるとみなして株主に帰属する価値を算出する方法で、金融機関の特性に着目した分析手法とのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、加えて、過去の本公開買付けと類似の公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準を分析した上で、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 23,222 円～30,580 円と算定しているとのことです。

さらに、対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである GCA アドバイザリー株式会社（以下「GCA」といいます。）に対し、KPMG FAS 作成の株式価値算定書に関して、その評価手法の妥当性についての見解を求め、平成 22 年 3 月 17 日付で GCA より、DDM 法や類似会社比較法を用いたことも含めて、その評価手法は妥当と思われる旨の見解書を取得しているとのことです。

② 独立した社外取締役による検討及び取締役会における取締役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成 20 年 9 月の当社との間の資本・業務提携以降、対象者株式の上場等対象者の株主の方が投下資本を回収する方法を検討してきましたが、今般、当社より本公開買付けの提案を受け、複数回にわたり当社との間で協議・交渉を行うとともに、KPMG FAS 作成の株式価値評価書及び GCA 作成の見解書を参考にした上で、森・濱田松本法律事務所からの法的助言を受けつつ、本公開買付けに関する条件及び内容について企業価値向上の観点から慎重に検討し、また、本公開買付けにおける買付価格の妥当性についても慎重に検討したとのことです。

特に、当社及び対象者の業務執行を行う経営陣から独立した対象者の社外取締役である磯崎隆郎氏、池田克朗氏及び須藤修氏は、対象者の代表取締役及び対象者の担当者から、本公開買付けの目的、条件及び内容、並びに本公開買付け終了後に実施される予定の株式交換（当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換。以下「本株式交換」といいます。）について詳細な説明を受け、また、KPMG FAS から本公開買付けに関して財務的見地から説明を聴取するなどした上で、本公開買付けの目的、買付価格その他諸条件及び対象者の取締役会の意思決定過程の妥当性等について慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、平成 22 年 3 月 18 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが対象者が提供するサービスのクオリティや収益性を更に向上させ、対象者の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としての成長と企業価値の増大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表

明し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、上記対象者社外取締役らを含む出席取締役全員一致により決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、三木谷浩史氏、國重惇史氏、野原彰人氏及び杉原章郎氏は、当社及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務しているため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の監査役である富金原俊二氏は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。対象者の監査役である関榮一氏及び対象者の社外監査役である花井健氏は、ともに当社の執行役員であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えているとのことです。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付け成立後、対象者の発行済株式の全て(当社及び対象者の保有するものを除きます。)を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後に、本株式交換により、対象者の発行済普通株式の全てを取得し、対象者を完全子会社とすることを予定しております。本株式交換は、平成 22 年 8 月頃を目途に実施する予定です。

本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。本株式交換が対象者における株主総会の承認決議を経て行われる場合には、当社は、平成 22 年 3 月末を基準日とし、同年 6 月に開催される予定の定時株主総会において、本株式交換の承認議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

本株式交換においては、対象者の株主が有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、これにより本公開買付けに応募しなかった対象者の株式は全て当社の株式と交換され、当社の株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります(割当てが 1 株未満の端数となる場合には、当該端数の株式の売却代金が分配されることとなります。)。本株式交換を実施する場合の株式交換比率は、本公開買付け終了後に当社と対象者が各社の株主の利益を十分に配慮の上、協議し決定する予定であり、現時点では未定ですが、対象者株式の評価につきましては、特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同額とすることを予定しております。本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対し、公開買付けを経ることなく直ちに株式交換を実施する場合に比べて、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により当社株式の交付を受ける機会を提供することで、対象者の株主の皆様はその受領する対価の内容及び時期について選択する機会を提供することができること等を勘案し、実施することといたしました。

本株式交換に際して、対象者の株主は、法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求

を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格は、最終的に裁判所が判断することになります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、対象者は、本公開買付けの期間満了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自己株式のすべてを消却する予定であるとのことです（対象者が平成21年12月18日に提出した第11期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在対象者が保有する自己株式数は137,200株であり、当該自己株式数の半期報告書に記載された対象者の発行済株式総数に対する比率は約5.84%です。）。また、本公開買付けの結果、本新株引受権及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、当社は、対象者に対し、本新株引受権及び本新株予約権を消滅させるために必要な手続を要請し、対象者はかかる要請に応じて本新株引受権及び本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

対象者は非上場会社ですので、該当事項はありません。

(6) 当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①商号	イーバンク銀行株式会社 (平成22年5月4日付で「楽天銀行株式会社」に商号を変更する予定です。)	
②本店所在地	東京都品川区東品川4丁目12番3号	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 國重 惇史	
④事業内容	電子メディアによる銀行業、おもに決済業務	
⑤資本金額	23,485百万円(平成21年9月末現在)	
⑥設立年月日	平成12年1月14日	
⑦大株主及び持株比率 (平成21年9月末現在)	楽天株式会社	67.22%
	イーバンク銀行(自己株式)	5.84%
	株式会社日本政策投資銀行	4.22%
	NTTファイナンス株式会社	3.48%
	マネックスグループ株式会社	1.38%
	住友商事株式会社	1.32%
	Bridgehead株式会社	1.05%
	株式会社プレゼンス	1.02%
	株式会社栄光	0.64%
	九州電力株式会社	0.47%
	鈴与商事株式会社	0.47%

⑧ 上場会社と対象者との関係	
イ. 資本関係	当社は、対象者の普通株式を 1,579,135 株保有しております（持株比率 67.22%）。
ロ. 人的関係	当社は、対象者に対し、取締役 4 名、監査役 2 名を派遣しているほか、従業員の出向・出向受入関係にあります。
ハ. 取引関係	当社は、平成 21 年 12 月期において、対象者が当社に対して行った第三者割当増資 9,990 百万円を引き受けております。その他、当社は対象者との間で通常の各種銀行取引関係にあります。
ニ. 関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当しております。

（2）買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 3 月 19 日（金）から平成 22 年 4 月 30 日（金）まで（29 営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は平成 22 年 5 月 6 日（木曜日）まで（30 営業日）となります。

（3）買付け等の価格

①普通株式 1 株につき 33,000 円

- ②新株引受権
- | | | |
|---|---|-----------------|
| イ | 平成 12 年 9 月 26 日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成 12 年 10 月 12 日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権 | 1 個につき
金 1 円 |
| ロ | 平成 13 年 2 月 22 日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成 13 年 3 月 8 日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権 | 1 個につき
金 1 円 |
| ハ | 平成 13 年 6 月 18 日開催の対象者定時株主総会決議及び平成 13 年 6 月 18 日及び平成 13 年 7 月 12 日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権 | 1 個につき
金 1 円 |
| ニ | 平成 13 年 6 月 18 日開催の対象者定時株主総会決議及び平成 13 年 6 月 18 日及び平成 13 年 7 月 12 日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権 | 1 個につき
金 1 円 |
- ③新株予約権
- | | | |
|---|---|-----------------|
| イ | 平成 14 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会決議及び平成 14 年 8 月 8 日及び平成 14 年 9 月 12 日開催の取締役会決議に基づき発行された第 1 回新株予約権 | 1 個につき
金 1 円 |
| ロ | 平成 14 年 6 月 20 日開催の対象者定時株主総会決議及び平成 14 年 10 月 10 日開催の取締役会決議に基づき | 1 個につき
金 1 円 |

	き発行された第2回新株予約権	
ハ	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成14年12月12日開催の取締役会決議に基づ き発行された第3回新株予約権	1個につき 金1円
ニ	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づ き発行された第4回新株予約権	1個につき 金1円
ホ	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づ き発行された第5回新株予約権	1個につき 金1円
ヘ	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づ き発行された第6回新株予約権	1個につき 金1円
ト	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づ き発行された第7回新株予約権	1個につき 金1円
チ	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年6月12日開催の取締役会決議に基づ き発行された第8回新株予約権	1個につき 金1円
リ	平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年6月12日開催の取締役会決議に基づ き発行された第9回新株予約権	1個につき 金1円
ヌ	平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成15年11月20日開催の取締役会決議に基づ き発行された第10回新株予約権	1個につき 金1円
ル	平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成16年2月19日開催の取締役会決議に基づ き発行された第11回新株予約権	1個につき 金1円
ヲ	平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成16年3月18日開催の取締役会決議に基づ き発行された第12回新株予約権	1個につき 金1円
ワ	平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成16年4月27日開催の取締役会決議に基づ き発行された第13回新株予約権	1個につき 金1円
カ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成16年9月16日開催の取締役会決議に基づ き発行された第14回新株予約権	1個につき 金1円
ヨ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成16年10月21日開催の取締役会決議に基づ き発行された第15回新株予約権	1個につき 金1円
タ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成16年10月21日開催の取締役会決議に基づ き発行された第16回新株予約権	1個につき 金1円
レ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議	1個につき

	及び平成16年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第17回新株予約権	金1円
ソ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第18回新株予約権	1個につき 金1円
ツ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第19回新株予約権	1個につき 金1円
ネ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第20回新株予約権	1個につき 金1円
ナ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行された第21回新株予約権	1個につき 金1円
ラ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行された第22回新株予約権	1個につき 金1円
ム	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年3月17日開催の取締役会決議に基づき発行された第23回新株予約権	1個につき 金1円
ウ	平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行された第24回新株予約権	1個につき 金1円
ノ	平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年8月4日開催の取締役会決議に基づき発行された第25回新株予約権	1個につき 金1円
オ	平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年10月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第26回新株予約権	1個につき 金1円
ク	平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年10月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第27回新株予約権	1個につき 金1円
ヤ	平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第28回新株予約権	1個につき 金1円
マ	平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第29回新株予約権	1個につき 金1円
ケ	平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第30回新株予約権	1個につき 金1円
フ	平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第31回新株予約権	1個につき 金1円

コ	平成 18 年 3 月 6 日開催の対象者臨時株主総会決議 及び平成 18 年 7 月 5 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 32 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
エ	平成 18 年 3 月 6 日開催の対象者臨時株主総会決議 及び平成 19 年 2 月 27 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 33 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
テ	平成 18 年 6 月 9 日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成 19 年 2 月 27 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 34 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
ア	平成 18 年 6 月 9 日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成 19 年 3 月 15 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 35 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
サ	平成 18 年 6 月 9 日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成 19 年 3 月 15 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 36 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
キ	平成 18 年 6 月 9 日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成 19 年 4 月 19 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 37 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
ユ	平成 19 年 6 月 26 日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成 20 年 6 月 19 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 38 回新株予約権	1 個につき 金 1 円
メ	平成 19 年 6 月 26 日開催の対象者定時株主総会決議 及び平成 20 年 6 月 19 日開催の取締役会決議に基づ き発行された第 39 回新株予約権	1 個につき 金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社から独立した第三者機関であるアビーム M&A コンサルティングに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 3 月 10 日付でアビーム M&A コンサルティングより株式価値算定書を受領いたしました。

アビーム M&A コンサルティングは、採用すべき評価手法の検討を行った結果、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法の一つであり、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用し、対象者の株式価値を算出しております。当該手法の採用理由は、対象者が金融機関であり、受取利息及び支払利息についても事業から生じるキャッシュフローを構成していること、銀行法等の自己資本比率の規制を受けるため、事業の成長に伴い一定の自己資本を維持する必要があることから、株主に帰属するキャッシュフローであるエクイティ・キャッシュフロー（当社と対象者の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した対象者の将来利益計画に基づいた当期純利益から一定の自己資本比率を満たすために必要となる社内留保分を差引いたもの）を用いて評価を行うことが適切であると判断したためです。なお、市場株価法につきましては、対象者が非上場企業であることから採用しておらず、類似会社比準法につきましては、対象者の事業の中心であるインターネット専門銀行をコア事業とする類似上場企業の数十分ではないと

考えられることから、対象者の株式価値評価には適さないものとして採用しておりません。

また、アビーム M&A コンサルティングは、対象者の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けています。

株式価値算定書による対象者普通株式の1株当たりの株式価値は、以下のとおりです。

エクイティ・キャッシュフロー法：30,089円～37,332円

当社は、株式価値算定書の評価結果を参考として、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株主による本公開買付けへの応募の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者との協議、交渉結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり33,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けの対象には、本新株引受権も含まれますが、対象者の本新株引受権については、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法律による改正前の商法第280条の20の規定により譲渡できないものとされており、当社が本公開買付けによって本新株引受権を取得することができないことを考慮して、本新株引受権の買付価格を1個当たり1円と決定しております。

また、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、対象者の本新株予約権については、いずれもストック・オプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権の割当時において①対象者の役員等であった新株予約権者、②対象会社の子会社もしくは関連会社の役員等であった新株予約権者、③対象者のアドヴァイザリーコミッティーメンバー等であった新株予約権者は、それぞれ、新株予約権の行使時において、対象者、その子会社もしくは関連会社の役員等、相談役又は顧問であること（①及び②の場合）、又は対象者のアドヴァイザリーコミッティーメンバー等であること（③の場合）が要求されていることを考慮すると、権利行使をし得る者は対象者の役員等又はアドヴァイザリーコミッティーメンバー等の地位にあった者に限定されており、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことに鑑み、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定しております。

なお、平成20年9月に対象者が当社に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資及び平成21年3月に対象者が当社に対して再度行った第三者割当増資における1株当たりの引受価格はいずれも30,000円です。

②算定の経緯

当社は、平成20年8月に対象者と資本・業務提携に関する基本合意書を締結して、平成20年9月に対象者が当社に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資（19,980百万円）を引き受けた後、平成21年2月に金融庁より銀行法に基づく主要株主認可を受け、前記イーバンク銀行乙種優先株式を普通株式に転換し、対象者を連結子会社化しました（なお、当社は、平成21年3月に再度第三者割当増資（9,990百万円）を引き受けております。）。また、平成21年4月1日に当社の連結子会社である楽天クレジット株式会社から既存のカードローン事業部門を承継させ、対象者において、個人向けローン事業を開始しています。さらに、当社は、対象者に対し、取締役及び職員を派遣しております。なお、対象者は、当社グループの一員であることを明確化すること等を目的に、平成21年6月29日開催の対象者の株主総会の決議及び平成22年1月21日開催の対象者の取締役会の決議に基づき、同年5月4日より商号を「楽天銀行株式会社」に変更する予定です。

このように、当社は、上記一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化を通じ、対象

者が強みを持ち、電子商取引と高い親和性を有するとされる「電子決済」の機能を当社及びそのグループ会社が提供する多様なサービスの中で有効に活用し、もって対象者の預金者やユーザーの利便性を向上させることを企図しております。

他方、対象者は、当社から財務基盤や事業ポートフォリオの強化、人的資源に関して支援を受けつつ、営業経費の削減、リスク・リターンの適正化を目的とする調達・運用構造の見直し、並びに各種サービス・商品ラインアップの入れ替えと充実を図ってまいりました。その結果、対象者の全社的な経営課題の一つであった、一時的な費用・損失を除いた本業での収益指標である「基礎収支」は、平成 21 年上期において黒字に転じております。また、過去に行ったリスクの高い金融商品への投資についても、引当金の計上や減損を進めることにより、リスク対応能力を改善させております。

以上のとおり、当社と対象者との間の一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化は成果を上げていますが、当社は、同社の経営状況の改善に一定の目処が付いた平成 21 年 10 月ころには、対象者が今後、当社及びそのグループ会社との事業上の相乗効果を最大限に発揮していくことを目指していく中で、経営上の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、経営資源の有効な活用を促進していくためには、対象者を完全子会社化し、必要な施策を推進していける体制を構築することが必要との認識に至りました。その後、当社は対象者との間で、対象者を当社の完全子会社とすることにつき慎重に協議・検討を進めてまいりました。

対象者を完全子会社化することにより、インターネット・サービス企業の一員にふさわしい、経営のスピード感をグループ全体で実現するとともに、さらなる効率化の実現を通じ、当社グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化を実現することが可能になるものと見込まれます。このような取り組みは、世界経済の回復傾向により、一定の回復の兆しが見られるものの依然不安定さを有している金融市場の状況を鑑みた際、今後も対象者が安定的な利益を確保し、健全な財務体質を実現していく観点から最善の選択であるものと判断しております。

一方、対象者にとりましても、当社の完全子会社となることにより、親会社である当社及び当社グループ各社の有する人的・物的リソース、及び知的財産を一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性の向上等を通じ、対象者の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としてのさらなる対象者の成長と企業価値の増大に結びつけることが可能になると考えております。

以上のような理由から、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格の決定を致しました。

イ 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、当社から独立した第三者であるアビーム M&A コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社は、本公開買付価格を決定するための参考情報とすべく、平成 22 年 3 月 10 日付けでアビーム M&A コンサルティングより株式価値算定書を取得しております。株式価値算定書によると、アビーム M&A コンサルティングは、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一つであり、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用しており、その結果は 30,089 円～37,332 円です。

ロ 公開買付価格の決定経緯について

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、アビーム M&A コンサルティングの算定結果を参考とし、算定結果である 30,089 円～37,332 円の範囲内で検討を行いました。また、当社は対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株主による本公開買付への応募の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者と

の協議、交渉結果等も踏まえ、平成 22 年 3 月 18 日の当社取締役会において最終的に本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 33,000 円と決定いたしました。

ハ 本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者によれば、対象者においては、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する買付価格その他の条件についてその公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである KPMG FAS から、平成 22 年 3 月 16 日に提出された株式価値算定書を参考にしてのことです（なお、KPMG FAS から買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していないとのことです。）。

第三者算定機関である KPMG FAS は、対象者の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けたとのことです。

KPMG FAS は、当該株式価値算定書において、主として DDM 法を用い、参考として類似会社比較法を用いて対象者普通株式の価値を分析しており、上記各手法に基づき算定した対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

DDM 法 28,784 円～35,556 円

類似会社比較法 23,222 円～30,580 円

DDM 法では、当社と対象者の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した対象者の将来利益計画に基づき、対象者が将来生みだすと見込まれる配当可能額を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 28,784 円～35,556 円と算定しているとのことです。DDM 法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一手法であり、評価対象企業が法令上又は事業運営上必要と考えられる自己資本を留保した上で、その留保額を上回る部分は株主に配当可能であるとみなして株主に帰属する価値を算出する方法で、金融機関の特性に着目した分析手法とのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、加えて、過去の本公開買付けと類似の公開買付け事例の買付価格において付与された市場株価に対するプレミアムの水準を分析した上で、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値を 23,222 円～30,580 円と算定しているとのことです。

さらに、対象者の取締役会は、当社及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザーである GCA に対し、KPMG FAS 作成の株式価値算定書に関して、その評価手法の妥当性についての見解を求め、平成 22 年 3 月 17 日付で GCA より、DDM 法や類似会社比較法を用いたことも含めて、その評価手法は妥当と思われる旨の見解書を取得しているとのことです。

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成 20 年 9 月の当社との間の資本・業務提携以降、対象者株式の上場等対象者の株主の方が投下資本を回収する方法を検討してきましたが、今般、当社より本公開買付けの提案を受け、複数回にわたり当社との間で協議・交渉を行うとともに、KPMG FAS 作成の株式価値評価書及び GCA 作成の見解書を参考にした上で、森・濱田松本法律事務所からの法的助言を受けつつ、本公開買付けに関する条件及び内容について企業価値向上の観点から慎重に検討し、また、本公開買付けにおける買付価格の妥当性についても慎重に検討したとのことです。

特に、当社及び対象者の業務執行を行う経営陣から独立した対象者の社外取締役である磯崎隆郎氏、池田克朗氏及び須藤修氏は、対象者の代表取締役及び対象者の担当者から、本公

開買付けの目的、条件及び内容、並びに本株式交換について詳細な説明を受け、また、KPMG FAS から本公開買付けに関して財務的見地から説明を聴取するなどした上で、本公開買付けの目的、買付価格その他諸条件及び対象者の取締役会の意思決定過程の妥当性等について慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、平成 22 年 3 月 18 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが対象者が提供するサービスのクオリティや収益性を更に向上させ、対象者の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専業銀行としての成長と企業価値の増大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を、上記対象者社外取締役らを含む出席取締役全員一致により決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、三木谷浩史氏、國重惇史氏、野原彰人氏及び杉原章郎氏は、当社及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務しているため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。また、対象者の監査役である富金原俊二氏は、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。対象者の監査役である関榮一氏及び対象者の社外監査役である花井健氏は、ともに当社の執行役員であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えているとのことです。

③算定機関との関係

当社の算定機関であるアビーム M&A コンサルティングは、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株 券	632,881 (株)	— (株)	— (株)
新株予約権証券	58,380 (株)	— (株)	— (株)
新株予約権付社債券	— (株)	— (株)	— (株)
株券等信託受益証券	— (株)	— (株)	— (株)
株券等預託証券	— (株)	— (株)	— (株)
	691,261 (株)	— (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際して

は株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人又は復代理人（下記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。）により保管されている場合には、株券の提出は必要ありません。）。なお、会社法に従い株主より単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び株式取扱規程等に定める価格にて当該株式を買い取ります。

- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間の末日までに対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成21年12月18日に提出した第11期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(2,349,216株)に、公開買付期間の末日までに対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成21年10月1日以降本日までに係る本新株引受権又は本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(58,380株)を加え、本日現在当社が保有する株式数(1,579,135株)及び平成21年9月30日現在対象者が保有する自己株式数(137,200株)を控除した株式数(691,261株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	7,895 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.55%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	35 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.31%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	3,456 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	10,720 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、対象者の保有する自己株式以外の特別関係者の所有株券等は本公開買付けの対象としており、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。
- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 691,261 株に係る議決権の数です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年12月18日に提出した第11期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式並びに単元未満株式についても対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記半期報告書に記載された平成21年9月30日現在における発行済株式総数(2,349,216株)から対象

者が保有する自己株式数(137,200株)を控除し、本新株引受権及び本新株予約権の目的となる株式の数の合計(58,380株)を加えた合計(2,270,396株)に係る議決権の数11,351個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

22,812百万円

(注) 買付代金は、本公開買付の買付予定数の上限(691,261株)に1株あたりの買付価格(33,000円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成22年5月14日(金)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成22年5月17日(月曜日)となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合には、その常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

当社は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。当社は応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至ト、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項

に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付をした公開買付代理人又は復代理人の各本店もしくは全国各支店に解除書面（「公開買付応募申込受付票」又は「公開買付応募申込書」の写し及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、返還することが必要な株券等及び新株予約権の応募に際し公開買付代理人又は復代理人がお預かりした書類は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送することにより返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の国際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに

限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 3 月 19 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」を参照ください。

(2) 今後の見通し

対象者は、当社の連結子会社であり、本公開買付けが当社グループの平成 22 年 12 月期連結業績に与える影響については、軽微と見込んでおります。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、平成 22 年 3 月 18 日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、並びに本新株引受権及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の新株引受権者及び本新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのこととす。

(2) 投資者が買付け等への判断の是非を判断するために必要と判断されるその他の事項

対象者は、平成 22 年 2 月 12 日に、平成 22 年 3 月期 第 3 四半期決算短信を公表しておりま

す。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成22年3月期 (第11期) 第3四半期 連結累計期間
経常収益	24,860 百万円
経常費用	24,034 百万円
特別利益	913 百万円
特別損失	828 百万円
四半期純利益 (四半期純損失)	952 百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成22年3月期 (第11期) 第3四半期 連結累計期間
1株当たり四半期純損益	429.06 円
1株当たり配当額	—円
1株当たり純資産額	11,851.97 円

以 上